

F Xダイレクトプラス取引規定 新旧対照表

改正前	改正後
<p>F Xダイレクトプラス取引規定</p>	<p>F Xダイレクトプラス取引規定</p>
<p>第1条(本規定の適用等)</p> <p>F Xダイレクトプラス取引規定(以下、「<u>本規定</u>」<u>といいます</u>)は、お客さまがセントラル短資F X株式会社(以下、「<u>当社</u>」<u>といいます</u>)との間で行うF Xダイレクトプラス(以下、「<u>本商品</u>」<u>といいます</u>)の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「<u>約款</u>」<u>といいます</u>)への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただく<u>もの</u>といたします。</p>	<p>第1条(本規定の適用等)</p> <p>F Xダイレクトプラス取引規定(以下、「<u>本規定</u>」<u>という</u>)は、お客さまがセントラル短資F X株式会社(以下、「<u>当社</u>」<u>という</u>)との間で行うF Xダイレクトプラス(以下、「<u>本商品</u>」<u>という</u>)の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「<u>約款</u>」<u>という</u>)への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただく<u>もの</u>とします。</p>
<p>第2条(本商品の定義)</p> <p>1. 本商品は別途「F Xダイレクトプラス取引要綱」(以下、「<u>取引要綱</u>」<u>といいます</u>)に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できる<u>こととし</u>、最終決済方法は、「約款第2条」に定める「<u>差金決済</u>」または「<u>受渡決済</u>」による<u>こと</u>とします。</p> <p>2. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第2号に定めるところに従います。</p>	<p>第2条(本商品の定義)</p> <p>本商品は別途「F Xダイレクトプラス取引要綱」(以下、「<u>取引要綱</u>」<u>という</u>)に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できる<u>もの</u>とし、最終決済方法は、約款第2条に定める「<u>差金決済</u>」または「<u>受渡決済</u>」による<u>もの</u>とします。</p> <p>2. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従います。</p>
<p>第3条(ロールオーバー損益の清算)</p> <p>1. <u>約款第3条に規定のロールオーバー取引の約定は、当初取引、あるいは、これに続き約定されたロールオーバー取引により更新された決済日の前営業日(米ドル/加ドルは、当日)に行うものとし、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、その約定日の翌営業日(米ドル/加ドルは、約定日)にお客さまの取引口座への入出金記帳により清算するもの</u>といたします。</p> <p>2. <u>前項の営業日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での</u></p>	<p>第3条(ロールオーバー損益の清算)</p> <p><u>約款第3条に規定のロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日)の前営業日(ただし、米ドル/カナダの場合は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日))</u>とします。また、<u>当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、決済日の都度、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算するもの</u>とします。</p> <p>2. <u>前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通</u></p>

銀行休日および米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合もあり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条(取引時間)

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内といたします。
2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引時間を変更できるものといたします。

第5条(取引数量)

1. お客さまが、一度に発注できる取引数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能数量とします。
2. 取引数量は「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第6条(建玉の保有制限)

本商品の取引により生じた未決済建玉の円換算合計額は、「取引要綱」に規定する「建玉保有制限」の限度額以内の額といたします。

第7条(証拠金の受入・支払)

お客さまが本商品の取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条第1項第4号及び第5号で定める送金振込みによる通貨の受払いの他、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品の取引口座へ受払いができるものとします。

第8条(外国為替証拠金取引 取引報告書)

本商品の「外国為替証拠金取引 取引報告書」には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済建玉、実現損益、実現予定損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過証拠金ならびに口座清算価値等が記載されるものとい

貨ペアの決済場所での銀行休日および／または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合があります、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条(取引時間)

1. 取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。
2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

第5条(注文数量)

1. お客さまが一度に発注できる注文数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能数量とします。
2. 注文数量は、「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第6条(建玉の保有制限)

本商品の取引により生じた未決済建玉の円換算合計額は、「取引要綱」に規定する「建玉保有制限」の限度額以内の額とします。

第7条(証拠金の受入・支払)

お客さまが本商品の取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条第1項第4号及び第5号で定める送金振込による通貨の受払いの他、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品の取引口座へ受払いができるものとします。

第8条(取引報告書等)

本商品の取引報告書または残高報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済建玉、実現損益、実現予定損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過証拠金ならびに口座清算価値等が記載されるものとします。た

たします。ただし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載内容の変更は適宜行えることとします。

第9条(取引規定の変更通知)

本規定の重要な変更については、約款第28条に準じることとします。

第10条(遅延損害金の料率)

約款第21条に定める遅延損害金の料率は14.6%とします。

第11条(異議申し立て)

本規定の変更に関するお客さまの異議申し立てについては、約款第32条に準じることとします。

発効日 2012年06月25日

(追加)

だし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載項目あるいは様式の変更は適宜行えるものとします。

第9条(取引規定の変更通知)

本規定の変更およびお客さまの異議申し立てについては、約款第28条および第32条に準じるものとします。

第10条(遅延損害金の料率)

約款第21条に定める遅延損害金の料率は、14.6%とします。

(削除)

発効日 2012年06月25日

改定日 2012年10月01日